

新規認証申請時の「住民票の写し（本人用）」提出について

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部

《はじめに》

非破壊試験技術者の新規認証申請書を日本非破壊検査協会認証事業本部に提出する場合、本人確認のために「住民票の写し（本人用）」の提出が必須*となります。

「住民票の写し（本人用）」のコピーは受付できません。本人確認に使用するため、市町村区役所から発行される「住民票の写し（本人用）」原本の提出が必要です。なお、本籍の記載は必須ではありません。

*新規認証申請の際に日本非破壊検査協会が発行した有効な非破壊試験技術者資格証をお持ちの方は、これを「住民票の写し（本人用）」の代用とすることができます。資格証（表と裏）のコピーを提出して下さい。

《長期出張等で「住民票の写し（本人用）」を本人が直接取れない場合》

市町村区役所への郵送による請求が可能です。手続きについては住民票のある市町村区役所にお問合せ下さい。

《外国籍の方で日本にお住まいの方》

「外国人登録原票記載事項証明書（本人用）」を提出して下さい。これを「住民票の写し（本人用）」の代用とすることができます。

「外国人登録原票記載事項証明書（本人用）」のコピーは受付できません。「外国人登録原票記載事項証明書（本人用）」原本の提出が必要です。

発行手続きについては外国人登録をした市町村区役所にお問合せ下さい。

《外国籍の方で外国にお住まいの方》

外国の公的機関が発行する①「戸籍証明や住民票」と②その「戸籍証明や住民票」をコピーしたものに和訳を記入し、かつ、雇用責任者が和訳内容に間違いがないことを証明（署名押印）したものを提出して下さい。

「戸籍証明や住民票」の原本は書面に限ります。また、提出された書類は返却致しません。

《長期間海外に滞在の日本国籍の方》

海外出張等により長期間外国に滞在の日本国籍の方は、居住先の在外公館（外国にある日本国大使館、総領事館）が発行する「在留証明」を提出して下さい。

「在留証明」のコピーは受付できません。「在留証明」原本の提出が必要です。

発行手続きについては居住先の在外公館（外国にある日本国大使館、総領事館）にお問合せ下さい。

《海外に滞在の方の新規認証申請時の連絡先》

当協会では運営している認証システムは日本国内向けのものであり、国内向けの手続き及びスケジュールで管理・運営されています。

連絡先は国内の代理の方（勤務先ご担当者やご家族）の連絡先にして下さい。連絡先を海外の居住地にすると、当協会からのサービスを適切な時期に受けられない可能性があります。

以上